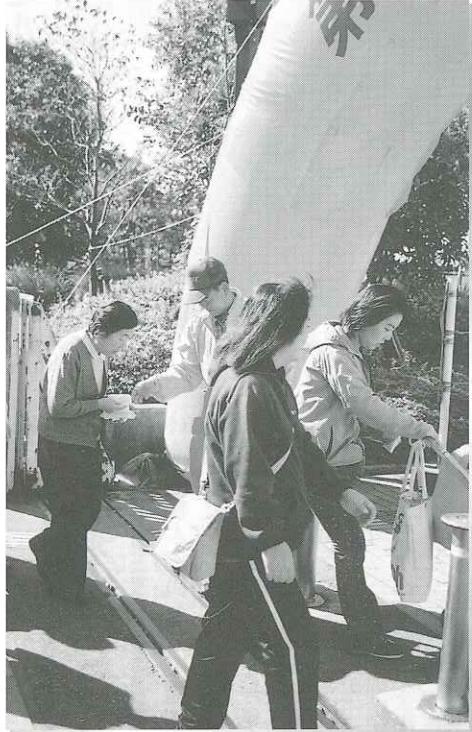


日常健康に心がけ、年1回は健康診断を受けよう!!

「シルバー人材センター事業普及啓発月間」



十月は「シルバー人材センター事業普及啓発月間」です。全国の各シルバー人材センターで一斉に広く普及啓発活動を展開し、地域社会にシルバー事業の社会的意義を強くアピールしています。当センターでも、各区民祭でチラシやティッシュを配布するなど、普及啓発に努めます。

基本計画(中・長期計画)の積極的推進について

昨年度「基本計画策定委員会」及び「同作業部会」を設置し、今後十年間のセンターのあるべき姿について一年間にわたり検討してきました。この「基本計画」を本年三月二十四日開催の理事会に諮り可決され、その後計画の実施及び検討開始時期などについて詰めてきましたが、五つの基本計画のうち、本年度は次の二つの推進会議を事務局内部に設け実施していくことになりました。

- 1 会員の増強推進会議（主な計画）
 - ・新規会員の入会促進
 - ・未就業会員に対する就業動向調査
 - ・会員によるPR活動
 - ・広報の活用
 - ・講習会・研修会の充実
- 2 就業開拓推進会議（主な計画）
 - ・家事援助業務の推進
 - ・公共からの受注の拡大
 - ・会員による就業開拓の実施
 - ・ミスマッチの解消
 - ・各種コーディネーターの検討、実施

SP事業(一種)実施報告

パソコン講習(実技応用編)

七月四日から八日まで川崎市産業振興会館において開催、受講者二十五名が講師の説明を受けながら熱心にパソコン操作に取り組んでいました。



▲パソコン講習風景

介護講習(ホームヘルパー養成研修一級課程)

七月二十七日から八月十五日まで川崎市中小企業・婦人会館において開催。百六十名を越える応募者の中から五十名が選考され夏の暑い中を講義・実習と真剣に取り組み、一人の脱落者もなく終了いたしました。

植木(初級)

二月中に一日間、緑が丘霊園を開催。百六十名を越える応募者の中から五十名が選考され夏の暑い中を講義・実習と真剣に取り組み、一人の脱落者もなく終了いたしました。

SP事業(一種)情報

松の手入れ

二月中に一日間、緑が丘霊園を開催。百六十名を越える応募者の中から五十名が選考され夏の暑い中を講義・実習と真剣に取り組み、一人の脱落者もなく終了いたしました。



▲ビルクリーニング講習風景

ビルクリーニング講習

九月六日から十五日までサンライフ川崎において開催。受講者二十一名が講義のあと二つのグループに分かれ、実技に取り組んでいました。

植木班「ランクアップ研修会」開催される

植木班員として植木作業に従事する会員のうち、植木班グループ一候補の会員を対象に、去る八月二十四日(水)川崎市中小企業・婦人会館でランクアップ研修会が開催されました。

この研修会は、今年四月に植木作業を行ううえで取り決めを定めた「植木作業就業要綱」に基づき、A→EランクのうちBランク会員に「センターの基本理念」「グループリーダーのあり方」など、リーダーとして心得ておくべき事項について学ぶものでした。

今回は初めての開催となりましたので、既にリーダーやリーダー格となつているAランク会員も対象となり、全事務所で四十名の会員が出席しました。

出席者は、説明を熱心に聞きメモを取り、リーダーとしての役割を身につけようと努めていました。

研修では次の内容の説明がありました。

1 センターの状況について
センターア事業及び植木事業の状況について説明。今年度から施行した、「植木作業就業要綱」等により、事業の効率化が図られ、昨年度の同期に比べ実績が二割近く伸びている

ので、今後も事業拡大に向けて協力すること。

2 シルバー人材センターの基本理念と安全就業について

(1) シルバー人材センターの基本理念について
「自主・自立・共働・共助」のもと、各人が自覚を持ってセンターをもり立て、センター発展のため寄与するようすること。

(2) 安全就業について

全国的にも事故の多い植木作業について、過去の事故事例から自身に置き換え、安全就業を確保すること。

3 グループリーダーについて

一般論として、リーダーとしての役割やリーダーに求められるものとは何かを考える。また、植木班グループリーダーとして、グループの円滑な運営と後任の育成に努めること。

4 基本事項の確認について

(1) 申込から報告までの流れ、見積について
(2) 就業依頼書の見方、作業日報の書き方について

※講習会に関する問い合わせは
事業企画部へ
TEL 044-222-6886

個人情報保護について

個人情報の保護に関する法律が4月1日より施行され、川崎市シルバー人材センターでは、個人情報の適正な取扱いを図るため「個人情報保護規程」を制定し、「個人情報保護方針」を次のとおり定めました。

—個人情報保護方針—

シルバー人材センター事業の実施に当たり、会員や発注者等の皆様の氏名、住所等の個人情報を利用させていただいておりますが、当シルバー人材センターにおいては、個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであるとの認識に立って、個人情報の保護に関する法律及びその他法令（以下「個人情報保護法」という。）を遵守し、次の方針で個人情報の適正な取扱に努めています。

なお、個人情報の詳細な取扱については、(財)川崎市シルバー人材センター個人情報保護規程によることとします。

- 1 個人情報は、シルバー人材センター事業を実施するため、個人情報保護法に則って取扱います。
- 2 個人データは、本人の同意なく第三者へ提供いたしません。
- 3 個人データは、利用目的の範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように努めます。
- 4 個人データの漏えい、滅失又はき損の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるとともに、役職員及び会員に対し、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な研修を行います。
- 5 保有個人データについては、本人から開示等の求めを受けた際には、適切に対応します。
- 6 個人情報の取り扱いに関する評価と見直しを定期的に行い、その改善に努めます。

個人情報に関する相談窓口

(財)川崎市シルバー人材センター 担当 事業企画部

〒210-0026 川崎市川崎区堤根34-19

TEL 044-222-6886

個人情報の利用目的

- 1 (財)川崎市シルバー人材センターの会員登録手続き及び会員証作成のため
- 2 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を希望する高齢者のために、これらの就業の機会を確保し、組織的に提供するため
- 3 高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習を行うため
- 4 上記のほか、高齢者のための臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業を行うため

会員の声

駐輪監視員として



南部事務所会員

桜庭 正勝

「ここは駐輪禁止区域です。自転車を止めないでください。あちらの信号の向こうの駐輪場ご利用下さい。こんな会話をしながら三時間の勤務を口一テーションで続けている。

私は川崎市シルバー人材センターから提供された駐輪監視業務をしています。点字ブロックの上に平気で自転車を置いていく人。朝、自転車に乗つて駅へやつて来て、朝から一番近い場所を探し、そこへ自転車を無理に止めて電車に乗つていく人。駅の構内へ自転車で来て、三〜四人で自転車を止めておしゃべりに夢中の学生。「ちょっと止めさせて」と言つて駅の近くの歩道へ止めて店へ入つていく人。「ここへ自転車を止めて置いたんだけど」「そこは駐輪禁止場所で、他の人が通行できないので、あちらへ移動しました。それにしても止めてから三時間も経つていますね」「だつて食事をして来ただけなのに」と不満顔の中年女性。

人間つてどうして自分勝手なのだろうとしみじみ感じる。でも駐輪禁止区域で駐輪を減らさなければ事故が起きてからでは遅いのです。
なかなか難しい仕事ですが、今後とも愛される監視員を目指して頑張りたいと思っています。

就業機会は

地元シルバー人材セレターで



中部事務所会員

鳥井 文雄

私は今夏、川崎市シルバー人材センターのお話で川崎市郊外の大手スーパーのカート・カゴ整理員として

働いている。

年齢も七十二才で「その歳で今さら就職するのは绝望的だよ。」と友人達は口を揃えて忠告していた。横浜市内に住む同じ高齢の友人も職を探していたので、神奈川人材銀行に二人で登録しに行つた日もある。幾日待つても連絡はない。建物は立派でコンピューターもズラリと並んで置いてあつたが、若者や中年者が多くシルバー族のわれわれには多少の技術や経験があつても高嶺の花の様な遠い存在であった。

ある日、働き者の妻のアドバイスで財川崎市シルバー人材センターの存在を知った。

尋ねた中部事務所はプレハブ二階建てで職員も少なく、長らく都内大手企業相手に仕事をしてきた私にとっては不安が先立つものである。

登録を済ませて半月程経つて呼び出しがあり、就業させていただいた。様々な業種から来たシルバー族の仲間も出来、就業時間、内容も適当で太り気味の体重も十キロ程瘦せて健康になつた。地元民のために努力する川崎市シルバー人材センターへ改めて

感謝する次第である。

絵心と剪定



北部事務所会員

北山 晃

私は「趣味は何ですか?」と聞かれると即座に「油絵です」と良く考えもせぬ即答してしまう。馬鹿の一つ

覚えのようだ。

私が絵に感心を持つようになったのは、小学五年六年の頃だと思う。当時は戦後で必需品以外の絵の具などは高価で親に買ってとも言えず鉛筆か炭でそらにある藁半紙に人物とか果物をデッサンしていく。その後水彩画、そして油絵と変わり最近は自然の風景とか美しい花とかがテーマとなり、庭園等も興味津々である。描き方は誰に教わるでもなく適当でも「ミレ」のような静かな繊細なタッチを求めるが素人の悲しさ描けるものではない。キャンバスに向かうが悪戦苦闘。食事もそこそこで塗つたり削つたり、狙つた色が出た時は歓喜を上げ、出ないと嘆き悲しみ喜怒哀楽そのもの。我が家は玄関から二階迄の階段が画廊化している。

そんな風変わりな自分がセンターの緑樹管理技能講習受講をきっかけに、今は植木屋さんと呼ばれている。摩訶不思議な人生と思いながらも最近けっこう植木仕事に夢中になり依頼を完璧に消化しようとする奮闘している。絵を描く時の悪戦苦闘に似ている。絵心と庭いじり? 絵心で木を観ればおのずと好ましい木姿が見え、剪定も早く美しい木姿に? そんな思いも植木から何かを得られなければ絵も自然に近く描けるかも。模索の人生まだまだ続きそうだ。

最後に一句 天高く 舞うぞ楽しさ 剪定かな

★南部事務所

☎2222-1550

★宝寿会納涼会（報告）

8月26日(金) 参加人数28名

直前まで停滞していた台風が加速北上し、昼頃には納涼会にぴったりの快晴となり気温も急上昇。夏の暑さにもめげずお酒も食べ物も一気に進みました。新しい会員の参加もあり、互いに自己紹介を行い和やかに会を終しました。



★宝寿会新春親睦旅行（お知らせ）

●日程 平成18年1月21日(土)～22日(日)

●場所 那須高雄温泉

●費用 概算二万円くらい

●定員 35名

●申込締切日 平成18年1月10日(火)
今日は新年の祝賀を兼ねて一泊旅行を計画しました。雪景色を眺めながら温泉に浸かるのも乙な物ではないでしょうか。

★中部事務所

☎2822-5031

★高津区民祭（報告）

7月24日(日) 参加人数12名

巾広くセンターの活動を区民に知つてもらい、就業の場を広げるため、今年もパンフレットの配布と相談窓口を設けて広報活動を行いました。会員・職員一丸となって、大山街道を中心に配った結果、新規の受注も受けすることが出来、成果が上がりました。



▲高津区民祭

▼ボランティア清掃



★ボランティア清掃（報告）

8月21日(日) 参加人数18名

川崎市制記念花火大会の翌日、経済局産業振興部主催の、多摩川河川敷クリーンアップに参加しました。

当日は、早朝から強い日射しの炎天下となり、帽子も役立たないほどで、まさに汗だく状態でしたが、熱中症の心配もシルバーパワーで吹きとばし、元気な作業を終えました。

★北部事務所

☎2980-0131

★セイワ川崎授産学園ボランティア（報告）

9月14日(水) 参加人数27名

今年も例年同様、セイワ川崎授産学園にて、植木・除草作業のボランティア活動を実施いたしました。台風の余波で日程が変更になり、植木・除草共に繁忙期と重なったため、参加された会員の皆さんは日程調整に苦慮した様子でしたが、総勢二十七名の協力により手際良く作業が進み、学園のご要望に沿つた作業を終える事が出来ました。



作業後は、授産学園のご厚意で用意していただいた昼食をご馳走になり、解散いたしました。



安全適正就業事業報告

中部事務所安全適正就業巡回報告

十七年度第一回目の巡回点検は、小杉・中原・溝口南口の駅前駐輪場を対象とし、奥田・市川対策員と合同で、九月十五日(木)実施しました。

三箇所とも服装・履物も作業に適したものを身につけ、利用者への態度・言葉使いも丁寧で、作業もあわてず無理のないよう心がけているようで、今後も同様に作業に励んでもらうように伝え、巡回を終えました。

なお、今後とも中村・池渕両委員ならびに守谷対策員が、各就業地を巡回する予定です。その時は、会員皆さんのご協力をお願いいたします。

● 北部事務所安全適正就業について

安全就業強調月間である七月、来所される会員へ、冊子「安全就業のために」を配布し、就業中、就業途上での事故に注意するよう呼びかけを行いました。また毎月の入会説明会では、麻生警察署のご協力による交通安全講習会を実施しております。

なお、就業現場の巡回指導は十月～十一月に実施予定となつております。

● 「ヒヤリ・ハット事例」と

「安全就業標語」について

前号で募集したところ、事例二点、標語十四点の応募がありました。優秀作品については、後日誌面で紹介を予定しております。ご協力ありがとうございました。

配金支払日が変わります

前回、前々回と「シルバーかわさき」の中でお知らせしていますが、平成17年4月1日施行の「(財)川崎市シルバー人材センター事業基本規定」により来年1月(平成17年12月分)から支払日が変更となりますので、ご注意ください。

10月分	11月15日(火)
11月分	12月15日(木)
12月分	1月25日(水)
1月分	2月27日(月)
2月分	3月27日(月)
3月分	4月25日(火)

(参考)「(財)川崎市シルバー人材センター事業基本規程」より

● 就業及び配分金

センターは、受注した業務に就業する会員を決定し、会員はその業務に就業するものとし、就業の対価として配分金(交通費含む)を支払うものとし、原則として会員が就業した日の属する月の翌月25日(その金融機関の休日にあたるときは翌営業日)に支払うものとする。

☆ 本部事務所電話番号の変更のお知らせ

平成17年10月11日から本部事務所の電話番号が変わりました。なお、併設している南部事務所につきましては変更ありません。

川崎市シルバー人材センター本部事務所
(総務部・事業企画部)

T E L 0 4 4 - 2 2 2 - 6 8 8 6
F A X 0 4 4 - 2 2 1 - 8 5 1 6

「シルバー人材センターのつどい」について

毎年多くの方が来場し、好評の「センターのつどい」は、今年度は諸般の事情から実施しないことになりました。

なお、「会員表彰」につきましては、継続して実施していく予定です。

◆ 締め切り 平成17年12月16日(金)必着	◆ 応募方法 氏名・住所・電話番号を明記してご郵送ください。
◆ 送り先 川崎市川崎区堤根34番地19 川崎市シルバー人材センター 総務部迄	◆ ①写真投稿...新年にちなんだ写真 キヤビネサイズ 一言を添えて ◆ ②投稿記事...就業時の様子や経験談など 約300文字程度
◆ ③賠償責任保険 仕事中誤つて第三者の身体に損害を与えた場合 たり、汚したり、紛失したり)を与えた場合	◆ ④仕事中誤つて第三者の財物に損害(壊したり、汚したり、紛失したり)を与えた場合

※事故にあつた場合には、直ちにセンターや
会員に連絡してください。
※採用者には記念品をお送りします。